

○学校法人東京薬科大学評議員報酬等支給規程

令和2年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第59条第1項の規定による評議員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 職員評議員とは、学校法人東京薬科大学（以下「本法人」という。）の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。職員が評議員となったときは、職員としての身分は継続し、評議員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (2) 学外評議員とは、第1号以外の評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、委員会出席手当、退任慰労金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員給与規則及び職員退職金支給規則に基づくものを含まない。
- (4) 費用とは、評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 職員評議員に対しては、報酬を支給する。
- 3 学外評議員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- 4 前号の他、学外評議員が理事長の諮問事項等に関する委員会に出席した場合は、委員会出席手当を支給する。
- 5 評議員には、前各号の報酬等のほか諸手当を支給することができる。手当の種類等については理事会で決定する。

(報酬額の算定方法)

第4条 前条に基づく評議員に対する報酬額は、別表第1のとおりとする。

- 2 評議員会の議長、副議長への手当は、別表第2のとおりとする。

(委員会出席手当の算出方法)

第5条 学外評議員に対する委員会出席手当の額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金)

第6条 学外評議員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給す

る。

- 2 前項による評議員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。

この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

- 3 第1号及び第2号の規定にかかわらず、寄附行為第36条第1項第1号及び第3号の規定により解任された者については、退任慰労金を支給しないことができる。

(在任年数)

第7条 この規程において、退任慰労金に係る在任年数とは、評議員として就任した日の属する月から退任又は死亡の日の属する月までの引き続いた期間をいう。

- 2 在任年数のうち1年未満の期間がある場合は当該期間について、また、在任年数が1年未満のときは、月割で計算する。ただし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。

(退任慰労金の計算)

第8条 退任慰労金の額は、別表第4の基準額算式により計算する。

- 2 退任慰労金の計算において、円位未満の端数が生じたときは、これを円位に切り上げる。

(退任慰労金支給の時期)

第9条 退任慰労金は、学外評議員が任期満了のとき、又は退任したときこれを支給する。

(費用)

第10条 評議員には、職員旅費規程を準用し、旅費を支給することができる。

- 2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

- 3 学外評議員が評議員会出席等職務の執行に当たって交通費を要する場合は、報酬等とは別にその実費相当額を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第11条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

- 3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第12条 本法人は、私立学校法第137条第2号に定める情報の公表として本規程を公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、人事課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在任する評議員並びに評議員会議長及び副議長に対しては、この規程に基づく報酬又は手当のほか、改正前の報酬等支給規程第4条第1項及び第2項に基づく令和7年3月31日までの期間に相当する報酬又は手当を支給する。ただし、その評議員のうち理事を兼ねる者はこの限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会終結の時までににおいて、本法人の理事を兼職する職員評議員は第3条第2項の規定は該当しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会終結の時までににおいて、本法人の理事を兼職する学外評議員は第3条第3項の規定は該当しない。

別表第1

役職名	報酬	摘要
評議員	2万円	評議員会への出席の都度支給 書面出席は支給対象としない

別表第2

役職名	手当	摘要
評議員会議長	2万5千円	評議員会への出席（書面出席を除く）の都度支給
評議員会副議長	1万5千円	評議員会への出席（書面出席を除く）の都度支給

別表第3

評議員	手当	摘要
学外評議員	1万円	委員会への出席の都度支給 書面出席は支給対象としない

別表第4

評議員	基準額	算式
学外評議員	評議員（評議員会議長） 3万円	基準額×在任年数

	評議員（評議員会副議長） 2 万5千円 上記以外の評議員 2万円	
--	--	--